

みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年みどり市条例第114号）の規定による
福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親等）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	みどり市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年みどり市条例第114号）の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親等）
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		みどり市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項 みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年みどり市条例第114号）の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親等）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第1条	みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年条例第114号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（母子家庭等及び寡婦）の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の（福祉を図る）ことを目的とする。	この条例は、子ども、重度心身障害者、（母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子）が社会保険等で医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用（以下「福祉医療費」という。）を支給することにより、これらの者の健康管理の向上に寄与し、もつてその（福祉の増進を図る）ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		みどり市福祉医療費支給に関する条例（平成18年条例第114号）、みどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則（平成18年規則第53号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第4条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みどり市福祉医療費支給に関する条例第4条第1項の規定による医療費の助成の受給資格認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第3条第1項第4号、第5号及び第6号、みどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則第3条第2項第4号ク及び第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第10条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みどり市福祉医療費支給に関する条例第10条による医療費の助成の受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第3条第1項第4号、第5号及び第6号、みどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則第3条第2項第4号ク及び第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第5条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みどり市福祉医療費支給に関する条例第5条の規定による医療費の助成の受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第3条第1項第4号、第5号及び第6号、みどり市福祉医療費支給に関する条例施行規則第3条第2項第4号ク及び第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第7条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	みどり市福祉医療費支給に関する条例第7条の規定による福祉医療費の支給対象額についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	みどり市福祉医療費支給に関する条例第7条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年10月24日
独自利用事務の対象者	母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年06月28日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.